「個人ばく露測定定着促進補助金」が新設されました

The Knights

2024年4月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）等による化学物質規制が全面施行されました。これにより、リスクアセスメントの対象となる物を製造又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露を可能な限り低減することが義務付けられるとともに、濃度基準値が定められた化学物質については、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることが義務付けられました。

今般、これらリスクアセスメントでのリスク見積り、又は、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するために行われる個人ばく露測定の円滑な実施と促進を図るため、中小企業等を対象として、個人ばく露測定（注）に要する費用の一部を補助する「個人ばく露測定定着促進補助金」が新設されました。

（注）次に掲げる法令の規定により実施が義務付けられている測定は補助対象から除かれますので、ご注意ください。そのほかにも補助対象者や補助対象経費には限定がありますので、厚生労働省発行のリーフレット等をご参照ください。

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号
- 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号
- 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第38条の21第2項及び第4項
- 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2024 年 5 月 23 日付　基安化発 0523 第 1 号、第 2 号　（厚生労働省）

有機分析箇所　杉山みなみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。
特定建築物における水質検査:https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf

お問合せはこちら